

沿道環境改善のため国道23号通行ルール（名古屋南部地域）にご協力をお願いします

法の規制を守りましょう

大型貨物自動車等は、最も中央寄りの通行帯を通行しなくてはいけません。

国道23号 緑区折戸～港区十一屋間は、道路交通法により大貨等の通行区分区间に指定されています。



黒煙を多量に発散する整備不良車※1、不正燃料使用車※2、過積載車両※3、許可のない特殊車両※4は公道を通行することはできません。

上記の車は、次の法令等により公道を通行できません

※1 道路運送車両の保安基準 第31条
(ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置)

※3 道路交通法 第57条 (乗車又は積載の規制等)
※4 車両制限令 第12条 (特殊な車両の特例)

※2 道路運送車両の保安基準 第1条の2 (燃料の規格)



出典：「しない・させない・過積載！」(全国貨物自動車運送適正化事業実施機関)

全日

「自動車NOx・PM法」に基づく排出基準に適合しない自動車は対策地域内で登録することができません。

「自動車NOx・PM法」は、都市域や道路沿道における大気汚染の改善のため、国が公布した「自動車から排出される窒素酸化物(NOx)及び粒子状物質(PM)の特定地域(対策地域、右図参照)における総量の削減等に関する特別措置法」で、以下の通り規制されています。

車種規制 (対策地域のトラック、バス、ディーゼル乗用車などに適用される自動車の使用規制)

・自動車NOx・PM法の排出基準を満たしていない車は、対策地域内で登録することができません。



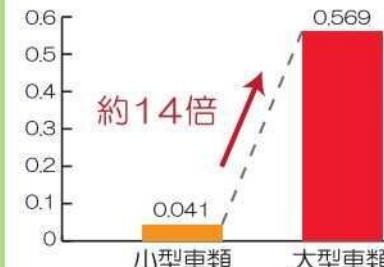
沿道環境に配慮した走行をお願いします

大型車は中央寄り走行！



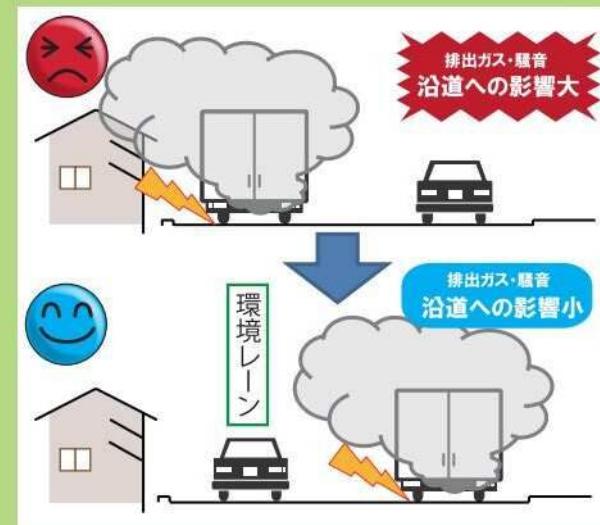
大型車の中央寄り走行により、沿道の騒音や大気汚染が低減されます。

1台の車両が60km/hで走行した場合のNOx排出係数(g/km・台)(2020年次)



大型車類の排出ガスは、小型車類の約14倍です。

出典：沿道大気汚染予測に用いるNOx・PM等自動車排出係数の更新
土木技術資料54-4(2012)



ふんわりアクセルでゆっくり発進

NOxなどの排出ガスは加速するときに多く排出されます。普段よりほんの少しうっくり発進(ふんわりアクセル)したり、減速時は早めにアクセルを離すなどエコドライブを心がけることにより、排出ガスを抑えたり燃料の消費も節約できます。

停止時のNOx排出量を1.0とした場合の走行状態別における排出割合



出典：「地域における大気汚染改善事業に係る検討結果報告書(II-17)」(神奈川県)

貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等にご協力を！

「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」(愛知県)において、自動車NOx・PM法の対策地域(左図参照)内を運行する場合は、対策地域外からの流入車を含めて、以下の対策が求められていますので、ご協力をお願いします。

1 車種規制非適合車の不使用

対策地域では車種規制非適合車を使用しないようにしましょう。



2 自動車NOx・PM法適合車には適合車ステッカーの表示

適合車ステッカーは、環境省又は国土交通省に申請することにより、無償交付(郵送費は必要)を受けられます。
(※白ナンバー車は環境省、緑ナンバーは国土交通省)

出典：「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」(愛知県)